

別表一次葉
令二・四・一以後終了事業年度等分

事業年度等	・ ・	法人名
-------	--------	-----

法人税額の計算

(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額	50	000	(50)の15%又は19%相当額	53
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等(協同組合等)の年800万円相当額以下の金額				

【No.8】当事業年度終了の時点における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、一若しくは完全支配関係のある複数の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式等の全部を保有されている法人又は適用除外事業者(当事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人)であるにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。

地方法人税額の計算

所得の金額に対する法人税額(33)	56	000	(56)の4.4%又は10.3%相当額	58
課税留保金額に対する法人税額(34)	57	000	(57)の4.4%又は10.3%相当額	59

この申告が修正申告である場合の計算

法人申告額の計算	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((16)-(63)若しくは((16)+(64))又は((64)-(28))	65	00	外	計	この申告により納付すべき地方法人税額((44)-(71)若しくは((44)+(72)+(73))又は(((72)-(45))+(73)-(45)の外書))	74	00
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66			算			
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67						
	課税土地譲渡利益金額	61			地方法人申告額の計	課税留保金額に対する法人税額	69	
	課税留保金額	62				課税標準法人税額(68)+(69)	70	000
	法人税額	63				確定地方法人税額	71	
	還付金額	64		外		中間還付額	72	

【No.7】地方法人税額の計算につき、56欄～59欄により計算していますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。